23 年度税制改正の積み残し事項の取扱いについて(地方税)

税関係協議結果（抜粋）

（平成 23 年 11 月 10 日　民主党・自由民主党・公明党　税制調査会長）

○　23 年度改正事項のうち積み残し分については、平成 24 年度税制改正又は税制抜本改革に合わせ成案を得るよう、各党でそれぞれ努力する。

個人所得課税

○　給与所得控除の上限設定（給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円）

○　特に高額な役員給与等に係る給与所得控除の見直し

○　特定支出控除の見直し

→所得税の改正が自動影響

○　成年扶養控除の縮減（低所得者・障害者等は存続）

○　短期勤務の役員退職金課税の見直し

→所得税の改正が自動影響